

茨市推第 1540 号  
令和 2 年 3 月 31 日

各地域自治組織 代表者 様

茨木市 市民文化部  
市民協働推進課長 小西 哲也

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応  
(施設の休館等) の変更について (お知らせ)

日ごろから、地域コミュニティの醸成に格別のご尽力とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、令和 2 年 3 月 24 日開催の第 10 回茨木市新型コロナウイルス対策本部会議で決定した「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応(施設の休館等)について」において、令和 2 年 4 月 1 日から当分の間、再開に必要な条件を全て満たす場合に限り、利用を一部再開するとしておりましたが、本日、同対策本部会議において、市公共施設の利用の一部再開を中止し、令和 2 年 5 月 10 日まで休館することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

また、今後の国、大阪府の方針等や市内の感染者の確認状況等により、期間等の見直しが必要と判断した場合は、改めて対応することになりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

なお、可能な範囲で地域自治組織の構成団体の皆さまにお知らせいただきませうようお願いいたします。